



- 注1 表示の中の星は、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主がこれまでに受けた同法第十三条の認定の回数を表すものとする。
- 2 色彩はピンク色とする。ただし、ピンク色とすることが不適當な場合にあつては、黒色としてもよい。

○厚生労働省告示第四百五十二号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十四条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示を定める件（平成十七年厚生労働省告示第五号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主に係る同法第十四条第一項の表示については、なお従前の例による。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久